

25 西南健発第4号
公 告 第1号
平成25年4月2日

東京都渋谷区南平台町3番8号
東京西南私鉄連合健康保険組合
理事長 堀江 音太郎

「けんぽ共同健診利用規程」および「けんぽ共同健診利用規程細則」の制定について

このたび、下記のとおり「けんぽ共同健診利用規程」および「けんぽ共同健診利用規程細則」を制定しましたので、公告いたします。

記

1. けんぽ共同健診利用規程を次のとおり制定する。

(目 的)

第1条 この規程は、東京西南私鉄連合健康保険組合（以下「組合」という。）

の被扶養者及び任意継続被保険者の健康保持・増進並びに疾病の早期発見・早期治療のため実施するけんぽ共同健診の利用について定めるものとする。

(定 義)

第2条 前条によるけんぽ共同健診とは、複数の健康保険組合と共同で実施する健康診査で、参画する健保組合が主体となって運営されるけんぽ共同健診協議会で定める特定健診項目・一般健診項目及び選択可能なオプション項目を実施する健診をいう。けんぽ共同健診の実施方法には、施設型及び巡回型健診がある。

(けんぽ共同健診協議会)

第3条 けんぽ共同健診協議会とは、特定健診を含む各種健康診査を共同事業として推進することにより、健康保険組合の単独実施による課題を解決し、より効率的・効果的な健診事業を実行するとともに、健診業務の軽減及び経費削減を図ることを目的とし、健診共同事業の円滑な実施を行う機関である。

(健診機関)

第4条 利用できる健診機関は、けんぽ共同健診協議会の幹事組合会で選定し、総会で承認を得た健診機関とする。

2 前項の規定にかかわらず組合がやむを得ないと認めた場合は特例として一般健診機関を利用することができる。

(利用資格)

第5条 けんぽ共同健診を利用できる者は満35才以上の被扶養者及び任意継続被保険者とする。

2 前項の規定にかかわらず年度内に満35才に達する者は、利用できるものとする。

3 前項による年度内とは、4月1日から翌年3月31日までとする。

(利用制限)

第6条 けんぽ共同健診の利用は、毎年度1人1回を限度とする。

2 人間ドックを利用したときは、利用できないものとする。

(利用手続)

第7条 けんぽ共同健診を利用する者は、指定の申込書等にて、けんぽ共同健診の総会で承認を得た代行機関へ手続きを行うものとする。

(利用の変更及びキャンセル等)

第8条 けんぽ共同健診を利用する者が、利用に際し、利用日、検査項目等の変更又は、利用をキャンセルするときは、速やかに健診機関及び代行機関へ変更、キャンセルの連絡を行うものとする。受診当日に検査項目を追加または取消し等変更した場合、検査費用は原則全額自己負担とする。なお、利用をキャンセルした場合は、キャンセル料が発生する場合があります、そのキャンセル料については全額自己負担とする。

(負 担 金)

第9条 けんぽ共同健診の利用料は、健診料金から組合が定める組合補助金額を差し引いた額を本人負担とする。

(不正利得の徴収)

第10条 虚偽の申し込み又は不正な方法にてけんぽ共同健診を利用したときは、組合で負担した利用料の全額を徴収するものとする。

2 前項に該当する者は、以後けんぽ共同健診の利用を認めないものとする。

(細 則)

第11条 この規程の実施に必要な細目については、別に細則を定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

2. けんぽ共同健診利用規程細則を次のとおり制定する。

(目 的)

第 1 条 この細則は、けんぽ共同健診利用規程（以下「規程」という。）第 11 条に基づき、東京西南私鉄連合健康保険組合（以下「組合」という。）が実施するけんぽ共同健診の利用に関する基準、その他必要な事項について定めるものとする。

(健診項目)

第 2 条 規程第 2 条による健診項目は、別表（一）に掲げた基本検査（特定健診コースまたは一般健診コース）、胃部検査、腹部超音波検査、便潜血検査、乳腺検査、子宮頸部検査とする。

(利用の申込)

第 3 条 規程第 4 条第 1 項による健診機関を利用する者は、施設型健診を受診する場合は利用日時を健診機関に予約し申込書等にて、巡回型健診を受診する場合は申込書等にて、郵送等の所定の方法により代行機関へ申し込むものとする。

2 規程第 4 条第 2 項による特例にて一般健診機関を利用する者は、利用日時の予約及び利用料並びに健診項目等を確認後、組合所定の申込書に所要事項を記載し、組合に直接申し込むものとする。

(利用方法)

第 4 条 けんぽ共同健診を利用する者は、利用する当日、前条第 1 項により代行機関から交付された関係書類と健康保険証を健診機関の窓口へ提出し、利用するものとする。

2 前条第 2 項による特例のけんぽ共同健診を利用する者は、組合から交付された関係書類を健診機関の窓口へ提出し利用するものとする。

(利用料の立て替え等)

第 5 条 規程第 4 条第 2 項による特例にて一般健診機関を利用した者は、利用料の全額を一時立て替え、後日組合で定めた検査結果表及び請求書により、組合に直接請求するものとする。

2 組合は、前項による請求があったときは、内容を確認し、不備がないものについては、第 6 条による組合が定める組合補助金額以内で組合負担金を支払うものとする。

(負 担 金)

第 6 条 規程第 9 条による組合が定める組合補助金額は、別表（一）のとおりとする。

(細 則)

第 7 条 この細則に定めのない事項については、その都度理事会が定めるものとする。

(細則の変更)

1. この細則の変更は、理事会の議決によるものとする。

(施行年月日)

2. この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

以 上